

# 委任状

幸手都市計画事業幸手駅西口土地区画整理事業

施行者 幸手市

代表者 幸手市長 あて

幸手市南3-16-6

私は都合により、区画一級建築士事務所 区画 一朗 を代理人と定め、

TEL 0480-44-3366

下記の土地に係る土地区画整理法第76条許可申請における一切の権限を委任します。

## 記

1. 土地の表示 幸手市南3丁目 0000番

2. 申請行為 建築物、工作物の新築

平成 00 年 00 月 00 日

下記のうち、該当するものを記入してください。

- ①建築物、工作物の新築(改築・増築)
- ②土地形質の変更
- ③物件の設置・たい積

※ 「工作物」とは、門、塀、擁壁、広告塔、サイクルポート、カーポート等をいいます。

※ 「土地の形質の変更」とは、切土、盛土、舗装等をいいます。

※ 「物件」とは、重量が5tを超える物件(容易に分割でき、分割された各部分の重量がそれぞれ5t以下となるものを除く)をいいます。

住所 幸手市東4-6-8

氏名 幸手 太郎

